

鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、商店街振興組合等が商業・居住エリアである、まちなかを振興する観点で実施する地域課題に対応する事業に要する経費の一部について補助し、まちなか振興を図ることにより、まちなかにおける中小商業の振興に寄与することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「商店街等」とは、鳥取市の公的計画等で商業振興地域等として位置づけられた地域内において鳥取市が商店街等として認める商業集積とする。

2 この要綱において「商店街組織」とは、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、共同出資会社、事業協同組合及び法人化されていない任意の商店街等を構成する団体（定款等により代表者の定めがあり財産管理等が適切に行うことができると市が認めるものに限る。）をいう。

3 この要綱において「共同出資会社」とは、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第7条第7項第6号に掲げる会社をいう。

4 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律154号）に規定する中小企業者とする。

5 この要綱において「地域課題」とは、事業を実施する商店街等における生活者・来街者ニーズに基づく課題であって次に掲げるものとする。

- (1) 少子化
- (2) 高齢化
- (3) 安全・安心
- (4) まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失
- (5) デジタル化（キャッシュレス化）
- (6) 地産地消
- (7) その他各地域において広く認識されている固有課題

6 この要綱において「商工団体の継続的な経営支援」とは、事業計画立案時点から補助事業終了まで継続的に商工団体（商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会）から受ける経営支援とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表の第3欄に掲げる者とする。

(補助対象事業等)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街等において商店街組織及び中小企業者が実施する別表の第4欄に掲げる事業であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) まちなか振興につながり、環境整備等支援事業については1以上、出店促進支援事業については2以上の地域課題の解決に資する事業であること。
- (2) 出店促進支援事業については、商店街等での新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業であること。
- 2 補助対象者は、補助対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者へ発注するよう努めなければならない。
- 3 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第4欄に掲げる補助対象事業の実施に要する同表の第5欄に掲げる経費とする。ただし、工事請負費及び委託費に該当するものについては、県内事業者へ発注したもの（やむを得ない理由により県内事業者への発注が困難であると市が認めたものを含む。）に限る。
- 4 補助対象経費には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

（補助金の算定）

- 第6条 本補助金は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。
- 2 本補助金は、600万円を限度額とする。

（交付申請等）

- 第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（承認を要しない変更）

- 第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助事業に係る事業計画の重要な変更又は大幅な変更
- 2 規則第9条第1項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（着手届を要しない場合）

- 第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

- 第10条 規則第12条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了の日から14日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

（財産の処分制限）

- 第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長

が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

(1)取得価格又は効用の増加が50万円以上の器械及び器具

(2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月16日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

様式第1号（第7条、第8号、第10条関係）

年度鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業実施（変更）計画（報告）書

1 事業の概要（※既存資料の添付で代用可。）

事業の名称	
事業の目的	
事業の実施場所	
事業の実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業内容	（※事業実施主体概要、事業区分、対応する地域課題、事業内容等を具体的に記入すること。）
事業効果	（※商店街等の現状・課題を踏まえ、見込まれるまちなか振興等に対する効果を説明すること。）
県内事業者への発注等	（※補助事業の実施に係る工事及び委託について、県内事業者への発注予定内容（実績報告の際は契約実績）を記載すること。また、県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合は、その理由を記載すること。）

2 経費区分及び資金計画

（単位：円）

経費区分	総事業費（算定基準額）				備考
	県	市町村	事業者	その他	
合 計					

※本補助金の対象経費には、消費税及び地方税は含まないことに留意すること。

〔添付資料〕（※①～④は申請時、⑤～⑥は実績報告時、⑦は随時、変更申請時は下記参照）

- ① 補助事業者の概要（登記事項証明書、定款、名簿、事業報告書、決算書、総会資料等活動実績がわかるもの等）
- ② 事業計画書（図面、工程表、事業スケジュール等を含む。）
- ③ 工事見積書、委託契約見積書等
- ④ 事業継続性に係る商工団体の意見書（出店促進支援事業のみ）
- ⑤ 出来高設計図書、施行前後の写真、検査調書の写し等
- ⑥ 工事契約書、委託契約書、証憑類（請求書・納品書・領収書等）の写し
※費用明細がわかるもの
- ⑦ その他（必要に応じて市長が指定）

※ 第 8 条の規定による変更申請の場合は、変更点を明確に記載すること。上記の添付書類は、変更申請に係るものを添付すること。

様式第2号（第7条、第8条、第10条関係）

年度鳥取市まちなか振興ビジネス活性化支援事業（変更）収支予算（決算）書

団体名：

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
計		

（注）摘要欄には、積算等を明記すること。

別表（第4条、第5条、第6条関係）

1	2	3	4	5
【地域課題】	【区分】	【補助対象者】	【補助対象事業】	【補助対象経費】
(1)少子化 (2)高齢化 (3)安全・安心 (4)まちなか商業集積の衰退・賑わいの喪失 (5)デジタル化（キャッシュレス化） (6)地産地消 (7)その他各地域において広く認識されている固有課題	環境整備等支援事業 （1課題以上対応）	商店街組織	地域課題の解決に資する環境整備等を実施するための事業 （1）商業・サービス機能向上 ○空き店舗等を活用したテナントミックス事業、不足業種・業態の誘致及び出店促進 ○空き店舗等を活用した買物・グルメ等の情報発信・体験施設、地域資源を活用したまちなか観光 ○既存大型店等との連携事業 など （2）生活者・来街者の利便性向上 ○商店街等の照明、防犯カメラ、バリアフリー化（アーケード改修を除く。） ○空き店舗等を活用した休憩施設・トイレ、交流施設・スペース など （3）その他まちなかのビジネス活性化を図るために実施される地域課題の解決に資する事業	第4欄に掲げる事業の実施に直接必要となる以下の経費 ①事業検討に要する調査研究・実証実験に係る経費 ②施設の改修に係る経費 ③サービス・システム等の導入に係る経費 ④上記②、③に付随して実施されるPR活動に係る経費
	出店促進支援事業 （2課題以上対応）	中小企業者	地域課題の解決に資する新規出店に係る事業であって、商工団体より事業の継続性が高いと判断され、当該商工団体の継続的な経営支援を受ける事業	第4欄に掲げる事業の実施に直接必要となる以下の経費 ①店舗改修費 ②上記①に付随して必要と認められる広告宣伝費、専門家招聘費 ※ 出店対象地の商店街組織が環境整備事業で実施する事業にあわせて行われる新規出店である場合、補助対象事業費のうち重複しない部分において本事業の申請を行うことができるものとする。

※国又は地方自治体の他の制度による補助を受けて実施される場合、補助対象事業費のうち重複しない部分において本事業の申請を行うことができるものとする。